

# 附則

(提案を募集する期限)

第三条 第三条第三項の募集は、平成二十九年三月三十一日までの間、行うものとする。

本条は、第3条第3項の規定による提案募集について、平成28年度末までの間、行うものとするとの期限を定めたものです。

提案募集制度の法定は、構造改革特別区域制度を5年間延長することに伴い集中的に提案を促し、5年後の見直しの際に、その状況を検討に反映させるためのものであることから、その期限についても、構造改革特別区域計画の認定申請期限と合わせ、平成29年3月31日とされています。

(構造改革特別区域計画の認定を申請する期限)

第四条 第四条第一項の申請は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができる。

本条は、構造改革特別区域計画（以下「計画」という。）の認定申請について、平成28年度末までに限り行うことができるとの期限を定めたものです。

原始附則の第4条では、認定申請は平成24年3月31日まで行うことができるとの期限が定められていたところ、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成19年法律第14号）附則第2項の規定に基づく見直しに当たり、地方公共団体や民間事業者等から引き続き構造改革特別区域制度により構造改革の推進と地域の活性化を図るよう求められ、このような意見も踏まえて、更に集中的に取り組むため、従前と同様に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成24年法律第73号）附則第3条に規定する見直しの期限に合わせて、構造改革特別区域制度を5年間延長することとされました。

(訓令又は通達に関する措置)

第五条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

1. 訓令又は通達に基づく規制については、この法律の第2条で定義する特定事業及び規制の特例措置には直接は該当しませんが、第3条第2項第5号中の「その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項」に位置付けられており、これにより、法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）に基づく規制と同様に、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）中にその特例措置の内容等が定められています。
2. 本規定により、訓令や通達についても関係行政機関の長は、基本方針において定められた内容に即して必要な訓令又は通達の改正を行う必要があるなど、この法律において法律、政令又は主務省令に基づく規制に適用される規定と同様の取扱いがなされることを明らかにしたものです。
3. なお、訓令又は通達において定められた規制の特例措置については、第2条で定義する特定事業及び規制の特例措置には当たらないため、第3章の規定による同意、認定の直接の対象とはなりません。本規定を受けた基本方針に基づき法律、政令又は主務省令に基づく規制の特例措置と同一の取扱いをすることとなります。

附 則（平成二十四年九月五日法律第七十三号・抄）

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成24年の法改正では、これまでの実績や地方公共団体のニーズ等を踏まえ見直しを行った結果、構造改革の推進と地域の活性化を図るため、本制度の運用に更に集中的に取り組むことが必要であるため、更に特区制度を5年間延長するために行われたものです。このため、今回の見直しによる改正法施行後も、一定の期間経過後には、その成果なども踏まえて適切に評価を行い、再度、特区制度全体について見直しを行うことが必要であると考えられます。

なお、見直し期間については、これまでと同様に、特区制度の延長期間と合わせて5年としました。